

あおば事務所のお知らせコーナー No.152 代表社員 阿久津 渉

以前から度々ご案内しておりますマイナンバーについて、いよいよ雇用保険に続き、社会保険の手続きについても本格的な運用が始まります。そこで今回は手続きの際のマイナンバーの取り扱いについて、お知らせいたします。

まず、マイナンバーとは？ 概要は、主に以下の4つです。

1. 平成 27 年 10 月より各個人に『マイナンバー』が国から配布されています。
2. 税分野と社会保障分野（雇用保険・社会保険）の手続きに必要となります
3. マイナンバーは超重要個人情報となります（将来は個人の病院受診歴や預金口座情報などと紐付く予定）。
4. 会社における情報の安全管理措置が法律により高度に求められ、ずさんな管理を行うと、場合により懲役刑となることもあります。

★雇用保険手続きの際は、必ずあおば事務所に『マイナンバー』のご連絡をお願いします。

5月1日以降の雇用保険の手続きには『マイナンバー』の記載が必ず必要になります。制度はスタートしていたものの、事実上記載がなくても受理されるので、リスク回避の為に記載はあえて避けてきましたが、5月以降は記載がない場合は受理されなくなります。

記載が必要な手続きは、以下のとおりです。

- ①雇用保険取得届
- ②雇用保険喪失届、離職票
- ③高年齢雇用継続給付支給申請
- ④育児休業給付支給申請
- ⑤介護休業給付支給申請

※すでにあおば事務所でマイナンバーをお預かりしている方はご連絡の必要はございません。

★あおば事務所へのマイナンバーのご連絡方法

あおば事務所に『マイナンバー』を下記のいずれかの方法でご連絡ください。

- ・書留（郵送の場合、必ず記録が残る方法でお送りください。）
- ・電話（人数が10名未満の場合は、お電話でもご連絡いただけます。）
- ・持参（あおば事務所に直接お持ちください。）

ご連絡いただいた後の社内でのマイナンバー情報は

- ・自社に残す：安全管理措置を講じてください（鍵付きキャビネットに保管するなど）。
- ・自社に残さない：マイナンバー情報（通知カードの写し、転記メモなど）があれば廃棄（シュレッダー、焼却、溶解など）。

★社会保険（健康保険・厚生年金）の手続きにもマイナンバーの記載が始まりました。

子どもなどの被扶養者の手続きには、マイナンバーの記載が必要になりました。

ただし当面の間は、今まで通り記載がなくても手続きが出来ますので、マイナンバーのご連絡については、手続きの際に必ず必要になった時点で、改めてご案内をさせていただきます。

★協会けんぽから「マイナンバー確認リスト」が届きます。

6月上旬に事業所様宛に「マイナンバー確認リスト」と「被扶養者状況リスト」が郵送されます。マイナンバーなどの必要事項を記載いただき6月29日までに、直接協会けんぽに返送してください。

- ・リストに記載されている人
 - ①扶養している方全員
 - ②70歳以上75歳未満の被保険者（②はマイナンバーの確認が出来ない方のみ）
- ・確認対象者が9人以下の事業所は、紙のリスト、10人以上の事業所は電子媒体（CD-R）が届きます。

疑問・質問がございましたら、遠慮なくあおば事務所までご連絡ください



社会保険労務士法人

あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

TEL : 048-592-0475 FAX : 048-592-0590

URL : <http://aobaroumuoffice.com/>

e-mail : akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

mado@aobaroumuoffice.com (事務所共通)